

会 費 規 程

2021年5月31日制定

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人学校図書館実践活動研究会の定款第8条第1項の規定に基づき、会費の金額に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(正会員)

第2条 正会員は、年額5,000円の会費を納めなければならない。

(賛助会員)

第3条 賛助会員は、次の賛助会費を納めなければならない。

- ① 個人は、年額2,000円
- ② 団体は、年額1口10,000円に口数を乗じた金額

(学生会員)

第4条 学生会員は、年額2,000円の会費を納めなければならない。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2021年5月31日より施行する。